

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年八月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>行田市大字下須戸字寺浦九七六番地 先から</p> <p>同市大字下須戸字寺浦九九二番一 地 先まで</p>		区 間
一四・一二	一三・一七	敷地の幅員 (メートル)
六三・〇〇		延長 (メートル)
		備 考